

第3章 雇用形態の多様化の下での「フリーター」

1. はじめに

本章では、若者の働き方が、雇用形態によってどのように異なっているかに焦点を置く。

本資料ではフリーターを、アルバイト・パートという呼称で働いている若者、およびそうした労働に就こうとしている若者として、統計的に把握してきた^{*1}。一方、非典型雇用者には、アルバイト・パート以外の名称の雇用者も少なくない。「フリーター」を幅広く捉える立場では、正社員以外の雇用者をすべて含むとする考え方もある^{*2}。

若者の働き方の変化を考えるためには、正社員とアルバイト・パート以外の働き方にも目を向ける必要があるだろう。すなわち、契約社員、派遣社員、嘱託等の名称の雇用者や自営業主などである。あるいは、統計上では労働の範疇では捉えられていないボランティアや家事労働なども、若者のキャリア形成の問題と捉えたときには、幅広く「働き方」に含めて考える必要があるだろう。

ただし、この資料は統計的分析が目的なので、ボランティアセクターなどは論じない。また、自営業主については、若年者においては量の上でも比率の上でも減少を続けている。ここでは、増加している非典型雇用に注目する。

図表3-1は、その最近の変化を見るために、「労働力調査」（総務省）を基に、1990年以降最近までの若年非典型雇用者をアルバイト・パートとそれ以外の雇用に分けて、正社員を含めた雇用者全体に占める比率の推移を見たものである。下の図は、変化の大きい15-24歳層のみを取り出したものである。ここから、2000年代初めまでは、若年非典型雇用者においてはアルバイト・パートが大半で、その増加が著しかったこと、2000年代に入ってから、アルバイト・パート以外の非典型雇用者の増加が大きいことがわかる。

本資料で分析に主に用いている「就業構造基本調査」は2002年の調査である。図表3-1に見るとおり、2002年時点はまだアルバイト・パート以外の非典型雇用は増えつつある途上であり、その後の増加は大きい。ここで把握できる状況以上に、現在ではこうした働き方をする若年者が増えているということである。これは、注目するに値しよう。

ただし、この図表では配偶者の有無については触れていないので、ここでのアルバイト・パート比率は、女性については未婚者に限るとする「フリーター」の比率とは異なる。だが、この間の晩婚化の進展を考えれば、こうした傾向が、未婚女性でも進んでいることが考えられる。

また、フリーターの議論で女性を未婚者に限るのは、もともと既婚女性においてはパート

¹ 無業のフリーターの定義については、1997年「就業構造基本調査」を用いたときは、「アルバイト・パートを希望する」者としていたが、2002年の同調査では、アルバイト・パートに契約社員を加えて尋ねているので、これに従い、契約社員を希望するものも含まれる。

² 例えば内閣府「国民生活白書」（2003）では、フリーターを「15～34歳の若年（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人」としている。

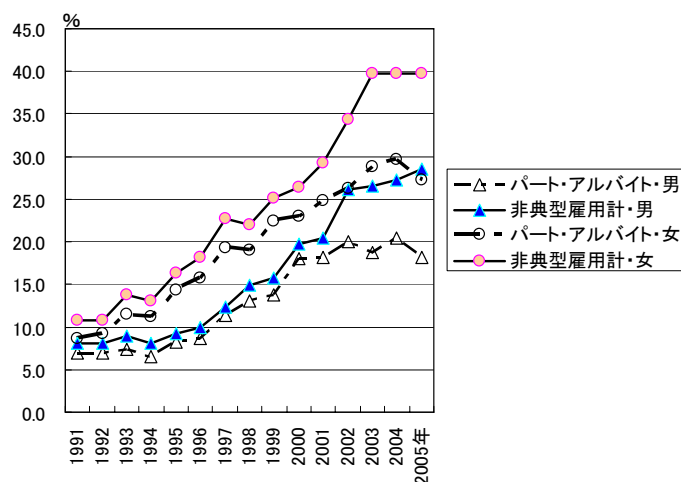
タイム比率が高く、ジェンダーとしての「パート労働の問題」がすでに議論されていることが背景にあった。すなわち、これまで非典型雇用は中高年女性が担う状況があったところに、若年の男女においても非典型雇用が拡大したという実態から、「主婦パート」と区別して「フリーター」を定義する意味があり、量的把握をするための定義では配偶者の有無を女性についてのみ問う定義になったと思われる。

図表 3-1 非典型雇用者比率の推移

単位: %

	男 性				女 性			
	15～24歳(卒業者)		25～34歳		15～24歳(卒業者)		25～34歳	
	パート・アルバイト	その他非典型雇用	パート・アルバイト	その他非典型雇用	パート・アルバイト	その他非典型雇用	パート・アルバイト	その他非典型雇用
1991	7.0	1.0	1.3	1.5	8.6	2.2	22.1	3.2
1992	6.9	1.3	1.9	1.0	9.2	1.5	24.9	3.3
1993	7.4	1.5	2.3	1.4	11.5	2.2	23.4	3.6
1994	6.5	1.5	2.0	1.0	11.2	1.9	23.2	4.2
1995	8.3	1.0	2.1	0.8	14.3	2.0	22.6	4.1
1996	8.7	1.3	2.6	1.5	15.8	2.3	23.4	3.6
1997	11.3	1.0	3.1	2.0	19.2	3.4	23.3	4.9
1998	13.1	1.8	3.1	1.8	19.0	2.9	24.7	4.7
1999	13.8	2.0	4.6	1.7	22.5	2.7	26.5	5.2
2000	18.0	1.8	4.1	1.7	23.0	3.3	26.0	5.9
2001	18.1	2.3	5.4	1.8	24.9	4.3	27.3	7.4
2002	20.0	6.1	5.0	4.1	26.3	8.0	23.5	11.4
2003	18.7	7.8	5.0	5.1	28.8	11.0	26.5	11.2
2004	20.5	6.7	5.4	5.9	29.7	10.0	27.5	13.9
2005	18.1	10.4	6.3	6.8	27.3	12.5	23.9	14.5

資料出所: 総務省「労働力調査特別報告」各年2月、2002年以降は同「労働力調査詳細集計」1-3月
注: 非農林業雇用者数(役員を除く)を100としたもの。



以下では、正社員と「契約社員・派遣社員・嘱託等の非典型雇用者」（以下、派遣等という）、およびフリーターの働き方を比較しながら、近年の若者の働き方について考察するが、前二者（正社員および派遣等）では特に女性の婚姻状況は問わない。フリーターと主婦パートはこれまでの経緯から区別して扱うが、若者の労働全般について考察する今回の分析では、結婚の問題は別の軸としたい。

図表 3-2 若年雇用者(15-34歳・在学中の者は除く)の就業職種(雇用形態別)

(単位：%)

	フリーター	派遣等	正社員
男女計	100.0	100.0	100.0
(実数・万人)	225	148	1364
専門的・技術的職業従業者	5.4	18.1	19.5
管理的職業従業者	0.0	0.0	0.1
事務従業者	16.4	35.3	23.7
販売従業者	20.5	10.0	14.9
サービス職業従業者	22.5	7.1	6.7
保安職業従業者	1.4	0.7	1.7
農林漁業作業者	0.6	0.6	0.5
運輸・通信従業者	2.5	2.2	3.3
技能工、採掘・製造・建設作業・労務従業	27.8	23.4	28.4
分類不能の職業	3.3	2.5	1.2
男性	100.0	100.0	100.0
(実数・万人)	94	53	888
専門的・技術的職業従業者	4.0	18.4	15.2
管理的職業従業者	0.0	0.0	0.2
事務従業者	6.8	10.6	13.9
販売従業者	17.5	8.2	17.4
サービス職業従業者	20.9	6.0	5.2
保安職業従業者	2.5	1.6	2.4
農林漁業作業者	0.7	1.3	0.6
運輸・通信従業者	4.6	5.1	4.8
技能工、採掘・製造・建設作業・労務従業	39.6	45.8	39.1
分類不能の職業	3.5	3.1	1.2
女性	100.0	100.0	100.0
(実数・万人)	131	95	476
専門的・技術的職業従業者	6.7	17.9	27.4
管理的職業従業者	0.0	0.0	0.0
事務従業者	25.9	49.3	42.0
販売従業者	23.5	11.1	10.3
サービス職業従業者	24.0	7.8	9.5
保安職業従業者	0.2	0.2	0.4
農林漁業作業者	0.4	0.0	0.0
運輸・通信従業者	0.3	0.5	0.6
技能工、採掘・製造・建設作業・労務従業	16.0	10.8	8.4
分類不能の職業	3.0	2.2	1.2

注：正社員は役員を除く。フリーターの定義は、図表 2-1 の注のとおり。

2. 就業職種

雇用形態による働き方の違いを、まず、就業職種によって見よう。図表 3-2 に示すとおり、男性では、フリーターは、「技能工、採掘・製造・建設作業・労務従事者」（以下、技能職等）が最も多く、次いでサービス職業、販売の順である。技能職等は正社員でも派遣等でもそれぞれ最も多い。技能等の職場では、アルバイト・パートという名称以外での非典型雇用が拡大している。派遣等では専門技術職が 2 割近くあり、正社員の比率より高い。正社員では、販売、専門・技術職も多いが、他の雇用形態との違いは事務職比率の高さであろう。

女性の場合は、フリーターで多いのは事務、サービス、販売であるが、事務は他の雇用形態のほうが圧倒的に多く、むしろ販売、サービスに特徴がある。これに対して、正社員では事務に次ぐのが専門技術職で、その比率も3割近くを占める。派遣等も第2位は専門技術職だが、正社員ほどの割合にはなっていない。派遣等では事務職が半数を占めることが特徴的だといえる。

増加してきた派遣等のフリーター以外の非典型雇用は、男性の技能職等、女性の事務職が特に多い雇用形態である。第2章で、男性フリーターでの技能職比率の低下、女性正社員での事務職比率の低下がそれぞれ指摘されたが、それは、フリーターとは異なる非典型雇用に代替されているのではないかと考えられる。

3. 労働条件

若者の労働市場においては、職種によって雇用形態の分化が進んでいることが示唆されたが、では、雇用形態によって労働条件には違いがあるのだろうか。わが国は、他の先進諸国に比べて、正社員とパート労働者との間の賃金格差が大きいことがすでに指摘されているが、若年者に限って見たときはどうだろうか。

図表3-3では、年間労働日数、週労働時間、年間個人所得の平均値を作成し、これを雇用形態別に見た。なお、それぞれ、調査の上ではカテゴリ変数であり、この分布自体は第2章に示しているが、ここでは、相互比較のために、それぞれのカテゴリの中央値をそのケースの値に置きなおして、平均値を推計した。こうした手順での推計のため、これらの数値はごく大雑把な比較でしか有効でないことに留意いただきたい。

さて、この表を見ると、男女ともほぼ同じ傾向である。すなわち、年間就労日数は、正社員が多く、次が派遣等であり、フリーターが最も少ない。フリーターの就業日数は正社員に比べて30日以上少ない。また、その右の欄は、年間就業日数が200日以上または199日以下でも就業がほぼ規則的である場合には、週労働時間が問われているので、この部分だけ取り出した結果である。

次に週平均就業時間をみると、これも、正社員、派遣等、フリーターの順となっている。第2章で指摘したとおり、97年と比較したとき、正社員の場合は長時間労働者の比率が上がり、逆にフリーターでは、短時間働く者の比率が上昇したが、ここに派遣等を加えると、新たな解釈ができる。すなわち、増加しつつあるこのフリーター以外の非典型雇用者が、その中位に位置する労働時間となっており、この新たな形態に、正社員のうち比較的短時間働く者が移動し、またフリーターのうち比較的長時間働く者が移動したと考えることができる。労働時間により雇用形態の分化が進んでいるということである。

次の欄はこの仕事から得る年間個人収入の平均値である。これも、規則的な就労をしている者を別掲した。規則的な就労者でも男性フリーターの場合は年間154万円、男性正社員の場合は年間348万円、女性フリーターの場合は年間128万円、女性正社員の場合は270万円

で、男女とも2倍以上の開きがある。労働時間の違いが大きいので、これを比較するために1時間当たりの収入におきなおし、さらにこれを指数化したのが右欄である。正社員100に対し、男性フリーターは58、女性フリーターは62と格差があることがわかる。

フリーターが賃金格差の大きい損な働き方であることは、すでに指摘されているところであるが、では、拡大している派遣等の雇用形態ではどうか。男性で78、女性で81とこれも中間に位置している。労働日数、労働時間、収入のどれについても中位の働き方が、派遣等の雇用形態であり、これが今増加している。

正社員の週平均労働時間は男性48時間、女性44時間と長い。第2章で見たとおり、男性正社員では週労働60時間以上という者が2割を超えている。この長い労働時間を働けない者が、派遣等の中位の労働時間に、さらに40時間働けない者がフリーター等になっているという見方もできる。しかし、規則的に働くフリーターの平均労働時間は男性では週39時間に達している。国によっては、これは典型雇用者の平均労働時間を越える。フリーターを賃金格差の大きい働き方として捉える見方は広がっていると思われるが、そこにはわが国の労働時間の問題があることも看過してはならないだろう。

図表3-3 若年雇用者(15-34歳・在学中の者は除く)の就業時間、就業日数、年間収入

		年間就業日数(日) ^{注2)}		週平均就業時間(時間) ^{注1) 注2)}	年間収入(万円) ^{注2)}		一時間当たり収入(円) ^{注1) 注3)}	正社員との収入格差 ^{注4)}
		全体	規則的な者のみ ^{注1)}		全体	規則的な者のみ ^{注1)}		
男性	フリーター	190.8	208.2	38.7	143.6	154.0	803.7	56
	派遣等	214.6	223.3	44.6	240.8	249.1	1118.6	78
	正社員	232.5	233.7	48.4	346.5	347.5	1427.6	100
女性	フリーター	196.9	207.3	34.7	122.5	128.1	751.6	62
	派遣等	209.8	216.8	39.1	185.5	191.3	980.2	81
	正社員	230.2	231.4	44.1	268.9	269.6	1217.1	100
男女計	フリーター	194.4	207.7	36.2	131.1	138.1	771.6	57
	派遣等	211.6	219.1	41.0	205.5	211.8	1029.4	76
	正社員	231.7	232.9	46.8	318.4	319.3	1351.3	100

注：1 年間就業日数200日以上または199日以下で「だいたい規則的」な者について集計。

2 カテゴリーデータの中央値(最大のカテゴリーでは最低値)をケースの値としたときの相加平均。

3 「年間収入」を「週平均就業時間×52週」で除したものの。

4 正規の社員を100としたときのフリーター、派遣社員等の一時間あたりの収入。

4. 労働条件の学歴別、年齢段階別の検討

次に、こうした労働条件の違いには、発揮される労働能力の違いが当然含まれているので、その点を考慮に入れるために、年齢段階と学歴別の集計を試みた。

まず、図表3-4は年齢別に分解したものである。すべて定期的な就労をしている者に限って示している。ここで、右端の同じ年齢段階の正社員との比で見ると、15-19歳では男性フリーター80、女性フリーター85と比較的差は小さい。その間に位置する派遣等の雇用者ではより小さな差になっている。これが年齢段階があがるほどに、格差が開いていく。フリーターも派遣等もそれぞれに年齢段階があがれば、年収も時間当たり収入も高くなっているが、正社員より上昇率が劣り、差は開くばかりとなっている。

この間に獲得してきた職業能力の差がこの収入差を説明するひとつの要因だろうが、それが合理的な差かどうかはわからない。また、若い世代が家族形成のできる経済基盤を獲得できないことが、少子化のひとつの要因と指摘されているが、今後のわが国のあり方を長期的に考える視点からも、若者の就労形態とそれに付随する収入格差の問題を検討する必要がある。

図表3-4 若年雇用者(15-34歳、在学中の者は除く)の
就業時間、就業日数、年間収入(年齢段階別) 注1)

	就業形態	年間就業日数(日) 注2)	週平均就業時間(時間) 注2)	年間収入(万円) 注2)	一時間当たり収入(円) 注3)	正社員との収入格差 注4)	
男性	15-19歳	フリーター	201.2	36.9	120.2	664.4	80
		派遣等	219.8	43.4	177.2	830.6	100
		正社員	229.6	47.2	197.4	833.2	100
	20-24歳	フリーター	208.5	38.3	147.6	780.3	73
		派遣等	221.6	43.8	210.9	979.6	91
		正社員	232.9	47.7	256.2	1072.4	100
	25-29歳	フリーター	209.0	39.1	166.7	850.2	62
		派遣等	223.8	44.8	253.4	1134.0	83
		正社員	233.9	48.4	332.4	1367.0	100
30-34歳	フリーター	212.1	40.4	178.1	903.6	53	
	派遣等	225.0	45.5	297.9	1300.1	77	
	正社員	234.2	48.7	415.4	1694.3	100	
女性	15-19歳	フリーター	197.5	32.4	106.0	660.1	85
		派遣等	217.5	40.8	141.9	694.6	89
		正社員	230.1	44.7	173.5	778.5	100
	20-24歳	フリーター	207.6	35.3	126.4	726.4	72
		派遣等	220.1	40.4	178.9	886.9	87
		正社員	231.3	44.8	227.9	1015.7	100
	25-29歳	フリーター	209.1	35.0	135.1	783.8	63
		派遣等	217.2	39.2	199.5	1015.1	82
		正社員	231.9	44.1	275.9	1238.7	100
	30-34歳	フリーター	208.9	34.1	131.9	798.0	55
		派遣等	212.5	37.4	196.9	1054.5	73
		正社員	231.0	43.2	315.0	1445.3	100

注：1 年間就業日数200日以上または199日以下で「だいたい規則的」な者について集計。

2 カテゴリーデータの中央値(最大の Kategorie では最低値)をケースの値としたときの相加平均。

3 「年間収入」を「週平均就業時間×52週」で除したもの。

4 正規の社員を100としたときのフリーター、派遣社員等の一時間あたりの収入。

次に、学歴別に検討する。図表3-5についても同様に右端の数字に注目すると、年齢段階ほどの違いはないが、やはり学歴が高いほど正社員との差が大きい傾向が、男女とも確認される。

わが国の高等教育がどれほど職業能力形成に寄与しているかの問題はあるものの、教育水準が一定の発揮できる能力の水準を示すものとするれば、教育水準による収入の差に比べて、雇用形態による差が著しく大きい。ただし、これも正社員として企業に採用されてからの能力獲得が大きいと考えれば、一定の合理性のある差であるのかもしれない。

いずれにしろ、学歴や年齢の要因以上に雇用形態の差が収入に及ぼす影響が大きいこと、そしてその雇用形態が、労働時間の長短と結びついたもので、最も賃金水準の高い正社員はかなりの長時間の労働を要する傾向が強まっていることなどが確認された。

図表3-5 若年雇用者(15-34歳、在学中の者は除く)の
就業時間、就業日数、年間収入(学歴別) 注1)

学校区分	就業形態	年間就業 日数 (日) 注 2)	週平均就 業時間 (時間) 注2)	年間収入 (万円) 注2)	一時間当 たり収入 (円) 注 3)	正社員と の収入格 差 注4)	
男性	中卒・高校中退	フリーター	212	39.6	151	777	66
		派遣等	223	45.1	235	1047	88
		正社員	235	49.1	290	1185	100
	高卒	フリーター	209	39.2	155	793	59
		派遣等	223	45.5	241	1058	79
		正社員	234	47.9	324	1348	100
	短大・高専・専門卒	フリーター	210	39.1	157	810	59
		派遣等	226	44.7	248	1102	80
		正社員	234	48.3	332	1370	100
大学・大学院	フリーター	200	35.1	150	874	53	
	派遣等	222	42.6	274	1286	78	
	正社員	234	49.1	409	1647	100	
女性	中卒・高校中退	フリーター	200	32.1	114	742	84
		派遣等	223	39.4	172	870	99
		正社員	228	43.1	186	882	100
	高卒	フリーター	208	34.8	125	726	68
		派遣等	217	39.7	177	885	82
		正社員	231	43.8	235	1075	100
	短大・高専・専門卒	フリーター	210	35.6	136	777	62
		派遣等	218	39.3	192	975	77
		正社員	232	44.1	280	1261	100
	大学・大学院	フリーター	202	33.9	141	854	59
		派遣等	213	37.8	213	1140	79
		正社員	232	44.8	327	1448	100

注：1 年間就業日数200日以上または199日以下で「だいたい規則的」な者について集計。

2 カテゴリーデータの中央値(最大のカテゴリーでは最低値)をケースの値としたときの相加平均。

3 「年間収入」を「週平均就業時間×52週」で除したもの。

4 正規の社員を100としたときのフリーター、派遣社員等の一時間あたりの収入。

5. 小括

本章では、フリーター以外の非典型雇用の増加に注目し、これを加えて、雇用形態による就業職種の違い、労働時間、収入の違いを検討した。ここから、第2章で指摘した、正社員とフリーターの間でおこっている差の拡大の背景に、この種の非典型雇用の増大が影響していることが推測された。すなわち、職種においては、男性フリーターでの技能職比率の低下、女性正社員での事務職比率の低下がそれぞれみられたが、それは、フリーターとは異なるこの種の非典型雇用に代替されているのではないかと考えられる。また、正社員では長時間労働者の比率が増え、逆にフリーターでは、短時間働く者の比率が増えていたが、ここにもこの非フリーター型の非典型雇用を加えると、新たな解釈ができる。すなわち、増加しつつあるこの非典型雇用者が、両者の中位に位置する労働時間となっており、この新たな形態に、正社員のうち比較的短時間働く者が移動し、またフリーターのうち比較的長時間働く者が移動したと考えることができる。労働時間による雇用形態の分化と捉えられる。

また、学歴別、年齢段階別の検討からは、あらためてフリーターをはじめとする非典型雇用の収入の格差と、正社員の長時間労働の傾向が指摘された。

フリーターの増加の背景にある雇用形態の多様化は不況下で進められてきた。すなわち、労務コストを低く抑える企業の経営戦略が背景にあつての雇用の多様化の進展であつたとおもわれる。経済が拡大基調を迎えつつある現在、あらためて、働く若者側からの視点が雇用形態の多様化の議論に必要であろう。